

令和 7(2025) 年度

川崎市男女共同参画センター

すくらむ21

市民グループ・団体、NPO、事業者、研究者向け

協働事業募集



川崎市男女共同参画センター（愛称：すくらむ 21）の協働事業は市民グループ・団体、NPO、事業所等の提案にもとづき、提案団体が普段、活動されている分野での経験を活かしながら、川崎市男女共同参画センターと協働で講座やワークショップ等を実施していく公募・提案型の事業です。広い分野で多くの機会に男女共同参画に触れていただくことで、「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざして実施するものです。

説明会

応募を希望する方は、①または②のどちらかに原則ご参加ください。
（ホームページより要事前申し込み）

- ① 令和 7（2025）年 2 月 16 日（日） 10:00 ～ 11:30 オンライン
- ② 令和 7（2025）年 2 月 20 日（木） 14: 00 ～ 15:30 オンライン

個別相談

希望者にのみ実施します。なお、新規の申請団体で説明会に参加できない場合は、個別相談を推奨します。お電話にて相談日時をご予約ください。

TEL：044-813-0808（休館日を除き、9時～17時の間で受け付けます。）個別相談時間は30分程度（原則：1回）。

令和 7（2025）年 2 月 20 日（木）～ 3 月 21 日（金）

応募期間

令和 7（2025）年 3 月 1 日（土）～ 3 月 30 日（日）必着

郵送、電子メールによる送付、またはセンター窓口へ直接持参。応募用紙は、ホームページよりダウンロード、またはご請求ください。

※ㄨ切後の受付はできません。

※電子データによる（メール添付）提出の場合は、最終日15時まで。

※持参、郵送の場合は、最終日17時必着。

主催：川崎市男女共同参画センター

川崎市男女共同参画センター協働事業 募集要項

【目的】本事業は、市民グループ・団体、NPO、事業者、研究者等と協働で事業を実施することを通じて、それぞれの長を活かしながら、その活動分野にかかる男女共同参画のいっそうの推進を図ることを目的とします。

【募集内容】市民参加型の地域づくりを実践しながら男女共同参画を推進する事業企画(ワークショップ、講座、調査研究等)を募集します。なお、応募内容については、男女共同参画推進の効果を高めるため、事前にセンターと個別にご相談いただくことを推奨します。

テーマの具体例は以下の通りです。

- DV/デートDVの予防啓発、被害者への支援
- ライフステージに応じた女性のキャリア形成支援(就労継続・再就職・起業等)
- 職場におけるハラスメント予防と対応
- 女性の貧困や経済格差、雇用問題の解消の促進
- パパ向けの育児サポート講座
- 男性の生きづらさ、孤独・孤立、介護への取り組み
- ジェンダー平等と身近なテーマ(アート、音楽、スポーツ、映画、漫画、ダンスなど)を掛け合わせた講座やワークショップ等
- 男女共同参画の視点に立った多様なニーズを持つ人への支援(高齢者、障がい者、外国人市民等)
- 多様な性のあり方(LGBTQ)についての講座や居場所
- その他、本市男女共同参画推進に特に効果が高いと期待されるもの

【事業費】

(タイプA)事業企画の経費補助額5万円～40万円以内(税込み)(完了払い)

(タイプB)事業企画の経費補助なし。センター貸室・備品の先行予約、無償貸与、広報協力による事業の支援。

※協働事業は、センターと市民グループ・団体等とが逐次協働で進めていくものであり、団体の活動資金を補助するものではありません。詳細は、センターホームページ掲載の「協働事業における事業経費の考え方」をご参照ください。タイプAで応募いただいた場合でも、選考委員会の審査に基づき、タイプAからタイプBへの変更を条件に採択予定となることがあります。

【採択数】タイプA、Bをあわせて6事業程度(応募状況・内容等により採択数は変動することがあります。)

【応募資格】次の(1)～(3)の全てに該当すること。

- (1) 市内で活動するか活動拠点を置く、3名以上からなる市民活動グループ・団体。または市内に所在するNPO等団体、機関、事業所。これらに該当しない場合であっても、市とセンターとの協議により川崎市民に益すると判断された場合、資格があると認めることがある。
- (2) 営業行為や宗教の布教、特定の政治活動を目的としていないこと。
- (3) 暴力団または暴力団が関与する団体ではないこと。

【個別相談】希望者を対象に、センター職員が応募書類の書き方、事業内容・計画等について質問と相談を受け付けます。

・審査は外部者を含む選考委員会にて行います。個別相談の内容は採用可否とは関係がありません。

【選考方法】学識経験者・関係者からなる選考委員会を設置し、以下の流れで審査します。

- (1) 一次選考(書類審査)
- (2) 二次選考(会場でのプレゼンテーション)

※ただしタイプ B については、プレゼンテーション動画(3 分以内、事前送付)で代用できるものとします。

【審査基準】審査基準は以下の通りです。

審査項目	審査基準	配点
協働事業の理解・考え方	・協働型事業の趣旨を十分に理解できているか ・男女共同参画の推進に取り組み、貢献する意欲があるか ・センターとの協議や、事業に柔軟に対応する姿勢があるか	10
運営体制	・主体的に運営できる十分な人員がいるか ・これまでに活動実績・経験があり、安定的な運営が見込める体制となっているか	10
事業計画・内容	・事業内容は男女共同参画の推進に寄与するものであるか(事業内容の適切性) ・男女共同参画の推進に対して事業効果が見込めるか(事業の効果) ・事業内容は、地域における男女共同参画の推進のために必要性、重要性、緊急性が高いか(事業のニーズ) ・事業計画は運営体制もふまえて、無理のない、具体的かつ現実的であるか(事業の実現性)	20
収支予算	・申請額は事業の規模や効果に照らし妥当であるか ・収支予算は事業内容・計画にそって適正に計上されているか	10

※選考委員会にて採点し、選考委員会での協議をふまえて採用予定団体を決めます。その後、選考委員会での審査結果をもとに、センター事務局による経費についての再査定の後、応募者とセンターで協議を行い、委託契約締結をもって正式採択決定となります。

※タイプAで応募いただいた場合でも、選考委員会の審査の結果、タイプAからタイプBへの変更を条件に採択予定となることがあります。

【事業内容の公表】本事業の選考ならびに実施にかかる公正性、透明性を高めるため、採択団体名、事業概要、実施状況、調査報告等はセンターホームページ等により公表します。また、広報物や成果物(電子媒体も含む)については、必ず「2025 年度川崎市男女共同参画センター協働事業」である旨を明記していただきます。購入備品についてもその旨、シールなどで表示していただきます。

【事業報告】講座・イベントを実施後は、1 週間以内に実施報告書(A4×1 枚)を提出します。調査研究の場合は中間報告書(9月末頃)を提出します。なお、事業完了時には、事業完了報告書もしくは調査報告書を提出し、成果報告会(令和8年 3 月中旬予定、一般公開)で報告をしていただきます。

【応募方法】郵送、電子メールによる送付、またはセンター窓口へ直接持参【FAXによる応募不可】

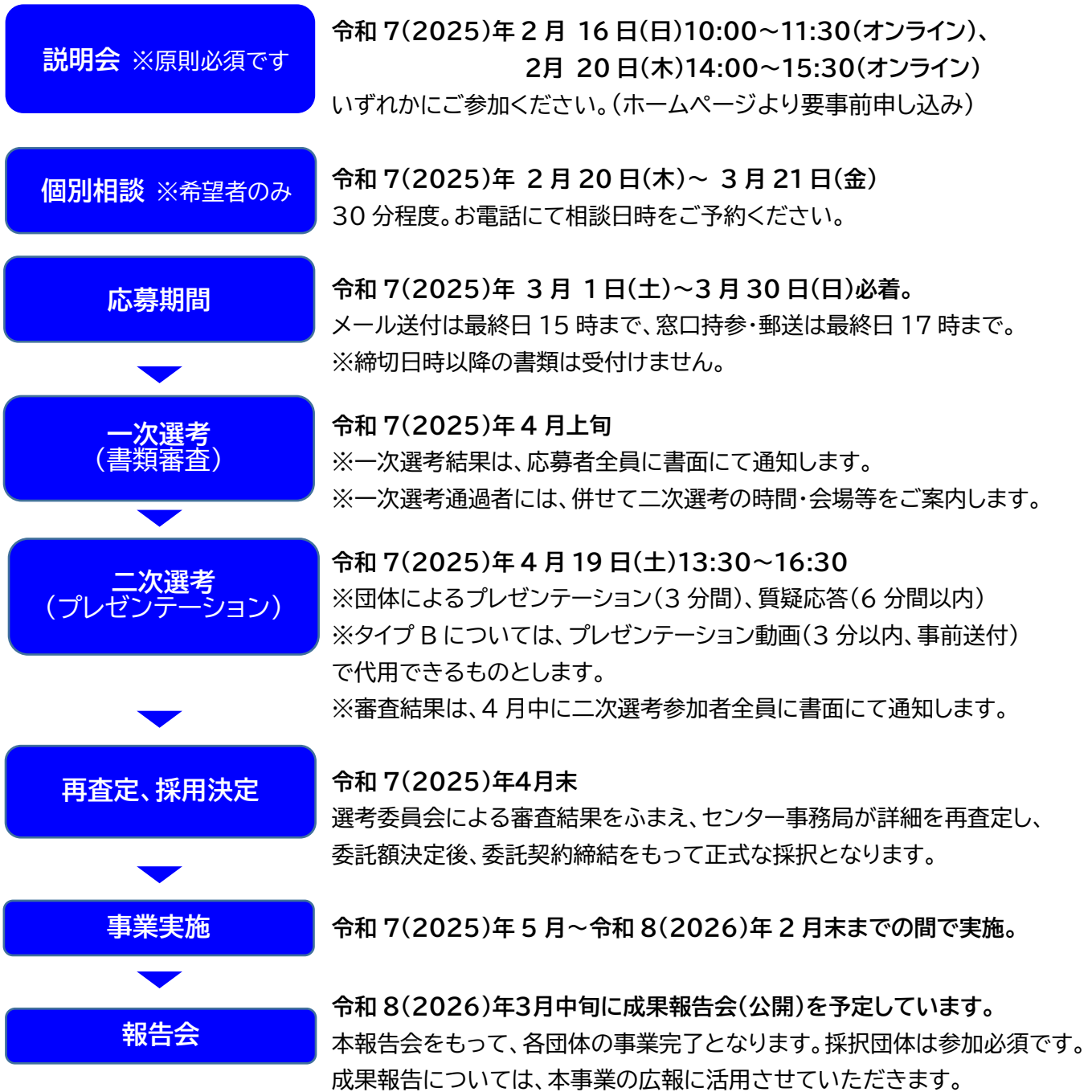
(送付先)〒213-0001 川崎市高津区溝口 2-20-1 川崎市男女共同参画センター 宛て

※封筒に「協働事業応募書類」と明記ください。

【提出書類】以下の書類を全て提出してください。様式は、センターホームページよりダウンロードいただくか、センターまでご請求ください。(提出書類は原則として返却いたしません。)

- (1) タイプ A:① 応募申込書(タイプ A 専用)、② 団体概要書、③ 収支予算書
タイプ B:① 応募申込書(タイプ B 専用)
- (2) 補足資料(A4片面・4ページ以内)

【スケジュール】



【お問合せ先】

川崎市男女共同参画センター(すくらむ 21)協働事業担当
〒213-0001 川崎市高津区溝口 2-20-1
TEL:044-813-0808
メール:scrum21@scrum21.or.jp
ホームページ:https://www.scrum21.or.jp/

